

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	企業関係法コース

学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)				コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針)			
<p>法律学・政治学の学問体系の骨格を理解していること、法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得していること、卒業後の進路に応じて必要な知識を修得していること、問題発見・解決能力を身に付けていること、自分の主張をまとめて論議することができること、以上の法学科の人材養成目標と各コースのディプロマ・ポリシーに掲げた人材養成目標に到達した者に、学士(法学)の学位を授与する。</p>				<p>学類のディプロマ・ポリシーに掲げた知識・能力の他に、企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業で働く者にとって必要な知識や能力を身につけた者に学士(法学)の学位を授与する。これらの知識・能力を身につけるためには、以下の学習成果を上げることが求められる。</p>			
<p>学類のOP(カリキュラム編成方針)、コースのOP(カリキュラム編成方針)</p>				<p>企業関係法コースの学習成果(○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目)</p>			
<p>【学類のCP】 (1)体系的カリキュラム:法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促す。 (2)階層的カリキュラム:入学初年次は基礎的な科目を、学年の進行に従って応用的・発展的な科目を提供する。 (3)進路に応じたカリキュラム:1,2年次生はほぼ共通した基本的科目を学ばせ、3,4年次生は将来の進路に即した科目を学ばせる。 【コースのCP】 1,2年次の基本的科目で得た知識を基礎として、企業の従業員にとって必要な専門知識(主に民法関連の科目)や能力をさらに修得させる。</p>				<p>法律学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。(専門基礎科目) 社会の公的枠組みを形成している法対象とする学問分野の法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(企業関係法系基本科目) 企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(企業関係法系基本科目) 企業活動に必要な専門知識や能力(私法分野)を得る。(企業関係法系基本科目) 企業活動に必要な専門知識や能力(国内の法的問題に関する発展的・先端的分野)を得る。(企業関係法系基本科目) 企業活動に必要な専門知識や能力(国際的な法的問題に関する発展的・先端的分野)を得る。(企業関係法系基本科目) 法律学・政治学の発展的・応用的分野を学ぶ。(選択科目) 外国語の能力を高める。(外国語系科目) 議論を通して、法律学・政治学の個々の分野に対する理解を深める。(演習科目) 法律学・政治学の現在の学問水準を知るなど、それぞれの学問分野の最先端の知識を得て、さらに自ら考えるきっかけを作る。(特講)</p>			
コース(専攻)のカリキュラム							
科目番号	授業科目	学習目標	学年	前期	後期		
32429	労務関係法	憲法23条で保障された労働基本権(団結権、団体交渉権、争議権)がどのようなものであるのか、労働者の権利・利益を擁護するために、労働基本権のような政策を講じたのか、さらには現代の社会・経済の変化の中で、労働基本権の新たな課題が何であるのかを理解する。	3	*			◎
32431	雇用関係法	使用者と労働者間の関係を規制する法制度を理解した上で、労働契約上の権利義務の内容及びその法的性質を、アルバイトを含めて軸足としてあつた法的知識を修得し、それを実際の紛争解決のために役立てられるようにする。	3	*			◎
32433	社会保険法	医療保険、年金保険、介護保険、生活保護など社会保険制度について基本的な制度の仕組みを理解した上で、社会保険各法の複雑な法律関係を把握する。さらに、これらの理解をもとに、社会実動の中で社会保険制度に課せられた立法政策的課題を検討する能力を身につける。	3	*			◎
32419	国際租税法	非居住者や外国人が日本に進入する場合に行われる所得税・法人税の課税や、逆に居住者や内国人が海外に進入する場合に行われる課税について理解を深める。	3	*			◎
32453	国際経済法	自由貿易の意義や国境を超える経済活動の規律について、法的観点から理解を深めることで「社会を見る目」を培い、多角的な視点から物事を見ることができるようになること。	3	*			◎
32455	国際私法	主題となっている各テーマに関し、私人間の国際的な法律関係がどのように規律されるか、また、国際社会における法をどう見るべきかについて、その基本知識が習得できる。	3	*			◎
32457	国際取引法	国際取引に関する適用法の決定枠組、上記の各種国際取引契約の起草と当事者の利害関係に関する基礎知識、並びに国際取引紛争の予防と解決に関する基礎知識を習得できる。	3	*			◎
32475	リーガル・ドラフティング	国際的M&A及び国際合併の際に締結される各種契約の条項をドラフティングできるようにする。	3	*			◎
32401	日本法制史	1.多時代における法制度についての基本的な事項を学習する。 2.法制度の変遷について、社会的諸関係との連関の中でその理由・原因等を考える。 3.今日の日本法がどのような歴史的経緯の中で形成されてきたか、その概略についての理解を深める。	3	*			○
32403	西洋法制史	受講者は明治時代以降の日本の法体系の1つの重要な支柱をなすドイツの法体系が歴史的にどのような政治的・社会的・経済的条件から成立してきたかを習得する。また受講者はドイツを中心として西洋諸国の歴史の概略に関する知識を得ることによって、広い視野を養うことができる。	3	*			○
32405	東洋法制史	前近代中国法(特に刑法・家族法・裁判制度)に関する基本的な知識が身につく。現代日本人の法意識との関連性を理解することができる。	3	*			○
32407	外国法	英米法と日本法で、同じ考え方を採用している部分、異なる部分に目を配り、英米法を知ることで、日本法を再発見できるようになること、具体的には、教養や雑学として知っている外国法に関する知識を、実際の法過程に結びつけて理解し、適切に日本法との比較ができるようになること。	3	*			○
32409	環境思想	学生は、環境が関与する諸課題を考察し、それらの内容を理解・分析することで、環境に対する多角的な視点を獲得することができる。	3	*			○
32411	法思想史	各自の学習経験および将来構想にもとづく学習目標を達成するため、法学科の二つの教育目標に即して、①現実の社会に潜む課題に、法的・政策的な観点から対応できるようにする。②現代社会のルールとその適用、公共的課題に取り組むための総合的に判断できるようになることを目指す。 具体的には、法を文化として知っている外国法に関する知識を、実際の法過程に結びつけて理解し、適切に日本法との比較ができるようになること。	3	*			○
32413	行政法第二部	司法的救済制度としての行政事件訴訟法、及び国家賠償法制度等の仕組みや重要な法改正、並びに同分野における重要判例等の検討を通して、行政法関係における私人の権利救済制度の仕組みと意義を理解すること。	3	*			○
32415	地方自治法	「地方自治法」の体系的理解を通して、地方自治の存在意義や、国民にとって一番身近な「行政」である、地方公共団体の役割について、理解・把握する能力を養う。	3	*			○
32421	国際法第二部	1.多様な人権イデオロギーの存在を認識した上で、国際社会における人権保障の重要性について説明できるようにする。 2.国際的な問題、特にわが国が関係する国際問題に関心をもち、講義で学んだ紛争処理の基本原則を元にして、紛争の平和的な処理のあり方について自分の考えを示せるようになる。	3	*			○
32423	刑事訴訟法	刑事訴訟法の目的、構造と各制度趣旨を体得したうえで、刑事手続きの現状に内在する問題点を認識し、一連の司法改革により新に創設された諸制度に対する理解を深め、あるべき刑事手続きを指向する。	3	*			○
32425	刑事政策	学生の学習目標は、学期の終わりに以下の基本を修得することである。 1.犯罪の原因について、人の犯罪行動(人間行動の1側面)を学際的に考察できる。 2.犯罪の対策について、犯罪者、心神喪失者、非行少年、犯罪被害者等への法的対応や学際的理解し、説明できる。 3.犯罪に関するマスコミや社会での論評等に対して、学術的観点から批判的に検討できる。 4.犯罪に限らず、物事を幅広い視点又は多角的なアプローチで、より考察できる。	3	*			○
32427	法医学	医学と法の接点における様々な問題について医学の立場から研究し、特に、人の死因の科学的な究明を通して、生活上の安全に貢献している法医学の基本的な事項を知り、法学及び社会学諸分野とのつながりについて理解できる。	3	*			○
32459	計量分析	社会や人間の意識・行動を、数値で表現し分析する計量分析の方法の特質と、その意義や課題について理解を深める。	3	*			○
32461	計量分析実習	パソコンを使用したデータ分析の実習を通して、社会現象の計量分析の技法の基礎を修得する。	3	*			○
32463	政治学各論A	戦後の日本政治の現状についての一定の知識を得ること、日本政治の現実に政治学的な視点から分析することができるようになること。	3	*			○
32465	政治学各論B	1.政治意識についてのいくつかの議論を理解できる。 2.計量分析による議論を理解できる。 3.日本人が政治をどのようにとらえてきたかについて手がかりを得ることができる。	3	*			○
32467	政策過程論	政策過程論は政策の形成・決定・実施の動向に着目しながら、政策や政治、さらには社会や人間のあり方を多角的に考察しようとするものである。政策過程論を学ぶことで、政策過程をめぐってさまざまな課題や問題を解明するための分析力や思考力を身につけて、政治や社会、人間を見る目を養えるようになる。	3	*			○

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	企業関係法コース

学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)				コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針)							
法学・政治学の学問体系の骨格を理解していること、法学・政治学の基本的な科目の知識を修得していること、卒業後の進路に応じて必要な知識を修得していること、自分の志望を軸として進路を選択していること、以上の法学類の人材養成目標と各コースのディプロマ・ポリシーに掲げた人材養成目標に到達した者に、学士(法学)の学位を授与する。				学類のディプロマ・ポリシーに掲げた知識・能力の他に、企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業で働く者にとって必要な知識や能力を身につけた者に学士(法学)の学位を授与する。これらの知識・能力を身につけるためには、以下の学習成果を上げることが求められる。							
学類のOP(カリキュラム構成方針)、コースのOP(カリキュラム構成方針) 【学類のCP】 (1)体系的カリキュラム: 法学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促す。 (2)階層的カリキュラム: 入学初年次は基礎的な科目を、学年の進行に従って応用的・発展的な科目を提供する。 (3)進路に応じたカリキュラム: 1, 2年次生はおおむね同様の科目を学ばせ、3, 4年次生は将来の進路に即した科目を学ばせる。 【コースのCP】 1, 2年次の基本的科目で得た知識を基礎として、企業の従業員にとって必要な専門知識(主に民事法関連の科目)や能力をさらに修得させる。				企業関係法コースの学習成果(◎=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目)							
コース(専攻)のカリキュラム				法学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。(企業関係法基礎科目) 社会の公的枠組みを形成している法を対象とする専門分野間の相互関係を理解する。(公共政策系基本科目) 企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする専門分野の基礎を理解する。(企業関係法系基本科目) 企業活動に必要な専門知識や能力(私法分野)を得る。(企業関係法コースコア科目I) 企業活動に必要な専門知識や能力(国内の法的問題に関する発展的・先端的分野)を得る。(企業関係法コースコア科目II) 企業活動に必要な専門知識や能力(国際的な法的問題に関する発展的・先端的分野)を得る。(企業関係法コースコア科目III) 法学・政治学の発展的・応用的分野を学ぶ。(選択科目) 議論を通して、法学・政治学の個々の分野に対する理解を深める。(演習科目)							
科目番号	授業科目	学習目標	学年	前期	後期						
32469	政治社会学	現実の政治的認識が、いかに形成されているかをメディアの歴史と基本的論点から理解し、自分の政治的認識を客観的に考えることができる。	3	*							○
32471	行政学B	行政、地方自治の理論と実態を学び、行政についての理解を深めることで、自ら行政や地方自治について深く考えることができるようになる。	3		*						○
32473	国際コミュニケーション論	履修した学生は、日常的に履修するテレビ・ニュースや新聞から、自分なりの解釈を導出し、自分の考えを客観的に検証できるようにする。そして、その検証方法を学ばせ、幅広い研究分野、分析手法の存在を知り、いくつかの手法を運用できるようにする。	3		*						○
32477	プロジェクト科目	(各年度のシラバス参照)	2	*	*						○
32479	インターンシップ	志望理由書の提出に際し、就職先としてどこをまたなぜ希望するのか、真摯に自分を見つめなおし、かつ就業体験を通じ、自らの適性と学習が不十分であった点を理解・改善すること。また、インターンシップ報告会を通じ、自らの体験を多くの人にプレゼンテーションする方法を習得すること。	3	*							○
32113	哲学概論A	哲学の基礎的知識や方法を説明できる。	3		*						
32115	哲学概論B	哲学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*							
32117	社会学	社会学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*							
32101	社会福祉論I	1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ、分析する力をつける。 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 3. ディスカッションする力をつけること。 4. 政策立案能力を付けること。	3	*							△
32103	社会福祉論II	1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ、分析する力をつける。 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 3. ディスカッションする力をつけること。 4. 政策立案能力を付けること。	3		*						△
32105	国際関係論	グローバル化が進んで国境を超えた人、物、情報の往来が日常化し、国内においても外国人との接触がふえている現在、国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだが、したがってある程度過去に遡って調べなければ、現代の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史の学習が必要ゆえに、とはいえず、あまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。	3	*							△
32107	国際政治史	日本外交史を学ぶことを通じて、近代日本が周辺諸国を含む国際社会とどのように関わってきたのか、それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか、について理解すること。	3	*							△
32109	政治外交史	幕末維新期・明治時代・大正時代・昭和戦前期の日本の内政の展開過程をたどりながら、近代日本の国家と社会の特質について理解すること。	3	*							△
32110	比較政治学	英語のリーディングやリスニングを向上させる。政治学の専門用語を紹介する。比較的観点から民主主義を理解する。	3		*						△
32201	外国語演習	外国語文献をより正確に読めるようになる。	1	*	*						○
32241	外国文献研究	外国語文献をより正確に読めるようになる。	3	*	*						○
32221	海外英語研修	学生は、タフツ大学夏期英語研修を通じ、英語運用能力を向上させ、異文化に属する人々とのコミュニケーション技法を学んでおくことができる。また、これにより、自分自身の視野を広げて将来につなげておくことが期待される。	2		*						○
32231	外国語表現法	漢然としたイメージしか持っていないであろう英語の論理構造・展開、あるいは有効な書き方・話し方を確認し、実際に表現してみようというトレーニングを通じて、学生は、より適切な英語表現とは何か、自身には何が必要かを把握するとともに、コミュニケーション能力を高めることができる。	3	*	*						○
32241	基礎演習	課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようにする。	1	*	*						○
32251	演習	課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようにする。	3	*	*						○
32281	卒業論文	自分が関心をもつ問題について主体的に研究し、その成果を文章にまとめることができるようになる。	4	*	*						○
32301	法理学特講	法理学の最先端の知識を得て、さらに法理学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32303	法制史特講	法制史学の最先端の知識を得て、さらに法制史の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32305	外国法特講	外国法(アメリカ法)学の最先端の知識を得て、さらに外国法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32307	公法特講	公法学の最先端の知識を得て、さらに公法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32309	刑事法特講	刑事法学の最先端の知識を得て、さらに刑事法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32311	国際法特講	国際法学の最先端の知識を得て、さらに国際法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32313	社会学特講	社会学の最先端の知識を得て、さらに社会学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32315	民法特講	民法学の最先端の知識を得て、さらに民法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32317	商法特講	商法学の最先端の知識を得て、さらに商法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32319	民事訴訟法特講	民事訴訟法学の最先端の知識を得て、さらに民事訴訟法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32321	経済法特講	経済法学の最先端の知識を得て、さらに経済法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32323	国際法特講	国際法務の最先端の知識を得て、さらに国際法務の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32325	政治学特講	政治学の最先端の知識を得て、さらに政治学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32327	行政法特講	行政法学の最先端の知識を得て、さらに行政法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○

学年別の1は1年次より、2は2年次より、3は3年次より、4は4年次に(早期卒業申請者は3年次より)履修できる科目である。外国語演習と基礎演習は1年次後期より履修できる。特講は開講されることがある。開講学期は変更されることがある。一部の科目は隔年開講である。◎は必修または選択必修科目、○は選択科目、△は準専任教員が担当する選択科目である。各科目の単位数は2, 4または6単位である。「哲学概論A」「哲学概論B」および「社会学」は、2012年度以降の1年生で、教職免許取得希望者のみが履修できる科目である。